

食事提供サービス支援事業支給業務委託 仕様書

【秋田県健康福祉部障害福祉課】

第1章 総則

第1条 適用範囲

本仕様書は、秋田県健康福祉部障害福祉課が実施する食事提供サービス支援事業支給業務（以下、「本業務」という。）の委託に適用する。

第2条 通則

本業務の遂行にあたっては、業務委託契約書によるほか、本仕様書によるものとする。

第3条 業務上の疑義

受注者は、本業務の実施にあたり業務内容に疑義を生じた場合は、速やかに発注者と協議し、その指示を受けなければならない。

第4条 守秘義務

受注者は、本業務の遂行上知り得た事項を発注者の許可なく公表または他に引用してはならない。

第5条 提出書類

受注者は、下記書類を発注者に遅滞なく提出しなければならない。

様式名	あて先	提出期限	部数
業務着手届	発注者	契約後7日以内	1
業務完了報告書	〃	業務完了の日	1

第6条 打ち合わせ等

1. 業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者は発注者と密接に連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
2. 受注者は仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに発注者と協議するものとする。

第7条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後7日以内（休日等を除く）に業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。
2. 業務計画書に、下記事項を記載するものとする。
(1) 業務工程 (2) 業務組織計画 (3) 連絡体制 (4) その他

第2章 業務内容等

第8条 目的

本業務は、物価上昇の影響を受けている障害福祉サービス事業所等に対し、サービスを円滑に継続するために実施する、食事提供サービス継続支援事業に係る申請受付業務及び実績確認を行うことを目的とする。

第9条 業務内容

1. 第8条に記載の事業に係る申請受付及び実績確認業務
 - ①提出書類の受領、内容の審査
 - ②適正と認められる場合、発注者へ書類等（電子及び紙媒体）の送付
 - ③申請等に誤りがあった際の補正処理（架電及び電子又は書面等による通知）
 - ④発注者が申請者に補助金を支払うために必要な各種情報（申請者情報、補助金額等）について、別途指示する書式へ入力して提出すること。
2. 障害福祉サービス事業所等からの問い合わせ対応等
3. その他、本業務を遂行するために必要な業務

第10条 対象施設

食事提供サービス継続支援事業

種 別	対象施設数	対象サービス
入所系	270	入所系① 共同生活援助（日中サービス支援型）、福祉型障害児入所施設 入所系② 施設入所支援、宿泊型自立訓練、共同生活援助（介護サービス包括型）、共同生活援助（外部サービス利用型）、短期入所（空床型を除く）
通所系	565	生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、就労選択支援

【補助基準額】・食材料費（R7.4.1～R8.3.31）

入所系①定員（R7.4.1時点）1人当たり 10,200円×定員数

入所系②定員（R7.4.1時点）1人当たり 6,800円×定員数

通所系 定員（ " ）1人当たり 3,400円×定員数

※上記の対象施設数は、廃止等により変動することがある。（施設台帳等は別途配布）

第11条 委託料の支払

概算払を可能とする。なお、委託料の精算方法については、委託契約書の規定による。

第12条 成果品等（紙媒体及び電子データ）の提出

1. 指定する様式によるそれぞれの申請及び実績（紙媒体及び電子データ）について月2回程度発注者に提出すること。

2. 業務完了後10日以内に、上記の状況について発注者に成果品として報告すること。

第13条 その他

1. 受託者は、本業務の目的を十分に理解した上で業務を遂行すること。
2. 本業務の実施に当たり、発注者と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
3. 本業務の再委託については、次のとおりとすること。
 - ① 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した場合は、その限りではない。
 - ② 県により再委託が承認された場合は、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を順守させるものとする。
4. 委託事業の実施に要した経費に関する書類については、全ての証拠書類を備えた上で、事業完了日の属する年度の終了後の翌年度から5年間保存しなければならない。
5. 受託者は業務実施過程で発生した障害や事故については、大小に関わらず県に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
6. 定めのない事項又は業務上疑義が生じたときは、両者協議により決定するものとする。